

盛土規制法に基づく許可基準にかかる補足資料

【令和7年4月更新】

目次

1. 許可を要しない工事について	-1-
2. 規制対象行為(土地の形質の変更)の考え方について	-6-
3. 許可申請書等に記載する面積(申請手数料算定面積)の考え方について	-13-

1. 許可を要しない工事について

1-1 公共施設用地

法令等		具 体 例 (×印は該当しない例)	備 考
法第 2 条	1 号	<u>道路</u> (国又は地方公共団体が築造・管理・監督する道路)、 <u>公園</u> (都市公園法による公園、国または地方公共団体が管理する公園、自然公園法に基づく公園事業として国または地方公共団体が執行する施設)、 <u>河川</u> × 私道、里道(法定外公共物)、位置指定道路、作業路網※	※森林の施業のために整備される作業路網(森林作業道、集材路、森林専用道)に関する工事については、別表(規則(省令)8条7号)を参照すること(規制対象となるが、許可を要しない工事)
令第 2 条		<u>砂防設備</u> (砂防法第 1 条に定める設備)、 <u>地すべり防止施設</u> 、 <u>海岸保全施設</u> 、 <u>津波防護施設</u> 、 <u>港湾施設</u> (港湾法に定める施設)、 <u>漁港施設</u> (漁港漁場整備法に定める施設)、 <u>飛行場</u> 、 <u>航空保安施設</u> 、 <u>鉄道</u> (鉄道事業法・軌道法の適用を受ける私鉄、附帯する駅舎や変電施設等含む)、 <u>軌道</u> 、 <u>索道又は無軌条電車の用に供する施設</u>	
規則第 1 条	1 項	<u>雨水貯留浸透施設</u> (特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に規定する施設)、 <u>農業用ため池</u> 、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和 49 年法律第 101 号)第2条第2項に規定する <u>防衛施設</u> (防衛省が所管する職員用の宿舎、団地、レーダー施設及び灯台等も含む) × 公共団体が管理していない浄化槽	
令第 2 条 (規則第 1 条)	(2 項)	<u>国又は地方公共団体が管理する学校</u> (学校教育法に基づく幼稚園含む)、 <u>運動場</u> 、 <u>緑地</u> 、 <u>広場</u> 、 <u>墓地</u> 、 <u>廃棄物処理施設</u> ※、 <u>水道</u> 、 <u>下水道</u> 、 <u>営農飲雑用水施設</u> 、 <u>水産飲雑用水施設</u> 、 <u>農業集落排水施設</u> 、 <u>漁業集落排水施設</u> 、 <u>林地荒廃防止施設</u> 、 <u>急傾斜地崩壊防止施設</u> × 私立学校、保育所(公立含む)、庁舎、図書館	・緑地や広場は、条例等により、地方公共団体またはその指定管理者等による管理の位置付けがされたものを指す ※地方公共団体等が管理する廃棄物処理施設においては、埋立てにて行う盛土(覆土)も規制対象外となるが、施設外で覆土に用いる土石を一時堆積する場合は、規制対象となる

1-2 災害の発生のおそれがないと認められる工事

法令等		関係法令・具体例	備考(具体例)
令第 5 条 第 1 項	1 号	鉱山保安法	鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等) ・同法第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事 ・同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 48 条第 2 項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
	2 号	鉱業法	鉱物の採取(認可を受けた施業案の実施に係る工事等) ・同法第 63 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る施業案の実施に係る工事 ・同法第 63 条第 2 項(同法第 87 条において準用する場合を含む。)、第 63 条の 2 第 1 項、第 63 条の 2 第 2 項の規定による認可を受けた者(同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。))が行う当該認可に係る施業案の実施に係る工事
	3 号	採石法	岩石の採取(認可を受けた採取計画に係る工事等) ・同法第 33 条、第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事 ・同法第 33 条の 13、第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
	4 号	砂利採取法	砂利の採取(認可を受けた採取計画に係る工事等) ・同法第 16 条、第 20 条第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事 ・同法第 23 条の規定による知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
規則第 8 条 (令第 5 条 第 1 項第 5 号)ほか	1 号	土地改良法	土地改良事業(農業用排水施設の新設等) ・同法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業 ・同法第 15 条第 2 項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業※ ※同法2条2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、国の補助事業のほか、県、市町、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も該当するものと考えられるが、「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要であり、その旨が要綱等に明記されていることなどから判断する。

法令等		関係法令・具体例	備考(具体例)
	2号	火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・同法第3条、第10条第1項の許可を受けた者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事 ・同法第10条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事 ・同法第12条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ・同法第12条第2項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事 ・同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	3号	家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却 ・同法第21条第1項、第21条第4項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事 ・同法第23条第1項、第23条第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
	4号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等※ ・同法第7条第6項、第14条第6項の許可を受けた者又は市町の委託(非常災害時における市町から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可又は委託に係る工事 ・同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項、第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ※中間処理施設で製造した土砂(碎石や改良土等)を当該施設内で仮置きする場合などは、「宅地造成及び特定盛土等規制法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に係る関係部局間の連携に際しての留意事項について(R5.9.29 連名通知)」等を参考に判断する。
	5号	土壤汚染対策法	汚染土壌の搬出又は処理等 ・同法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事 ・同法第22条第2項、第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

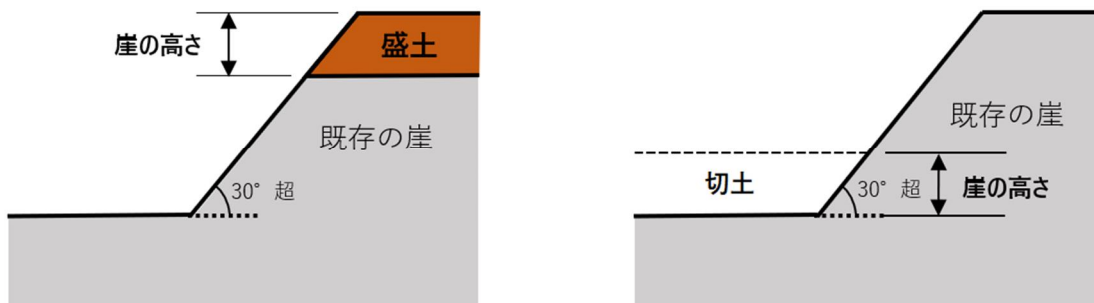
法令等		関係法令・具体例	備考(具体例)
	6号	平成23年3月11日に発生した東北地 太平洋沖地震に伴う 原子力発電所の事故 により放出された放 射性物質による環境 の汚染への対処に関 する特別措置法	廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分 ・同法第15条、第19条の規定による廃棄物の保管 若しくは処分 ・同法第17条第2項(同法第18条第5項におい て準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管 ・同法第30条第1項、第38条第1項の規定によ る除去土壌の保管若しくは処分 ・同法第31条第1項、第39条第1項の規定によ る除去土壌等の保管に係る工事
	7号	森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事※ ※市町森林整備計画に記載された森林作業道設指針等に即して森林内に作 られる道などを指します。 (例:森林作業道、集材路、林業専用道、土場等)	
	8号	国、地方公共団体、次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置とし て行う工事 ・地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道 建設、運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都 市再生機構	
	9号	次に掲げる土地の形質変更に関する工事※ ・高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cmを超えないもの ※規制対象規模未満の盛土等を繰り返し行い、規制を回避する行為等が認 められた場合には、盛土等の一体性を検討の上、それらの盛土等を合算した 規模で規制対象規模に該当するか判断します。	
	10号	次に掲げる土石の堆積に関する工事(注3,4) ・土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの・土石の堆積に関 する工事のうち、高さ2m以下であって、盛土又は切土をする地盤面標高の 差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの・工事の施行に付随して行わ れる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した 土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの	

1-3. その他法の対象外となる行為

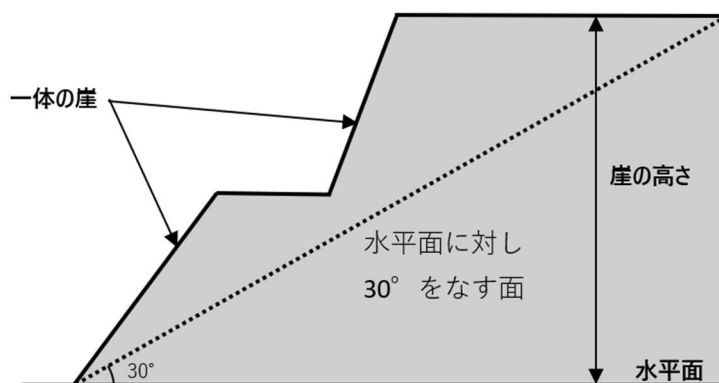
法令等	具 体 例 (×印は該当しない例)	備 考
技術的助言 「別紙」第2 本法における用語の定義等 (R5.5.26 制定)	5. 本法の規制 の対象となら ない行為	<u>土地利用のために土地の形質を維持する行為</u> (1)農地及び採草放牧地において行われる 通常の営農行為 (通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であって、その前後の土地の地盤面の標高差が規則第8条第10号ロ(30 cm)を踏まえて、 知事が定める値 を超えないもの、暗きょ排水の新設及び改修等)×ほ場の大区画化・均平、地盤の嵩上げを伴う田畑転換、農業用施設用地の整備(土地改良事業等により行う場合を除く。) (2)グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等

2. 規制対象行為(土地の形質の変更)の考え方について

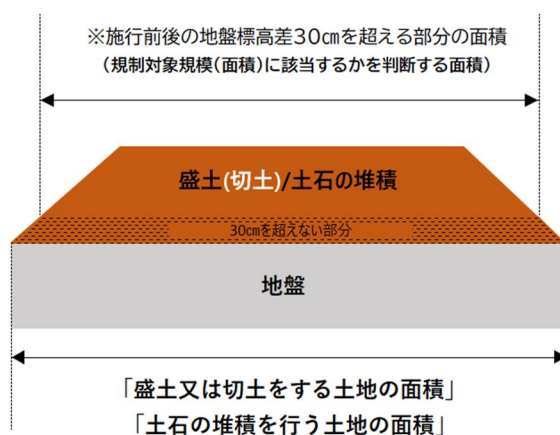
(1)既存の崖に盛土または切土を行う場合には、下図のとおり、盛土または切土を行うことにより生じる崖の高さにより、規制対象規模(行為)に該当するか否かを判断します。



(2)分離された崖が一体の崖である場合には、下図のとおり、一体の崖としての高さで規制対象規模(行為)に該当するか否かを判断します。



(3)面積の考え方について、下図のとおり、規制対象規模(面積)に該当するか否かは、地盤面の標高の差が 30 cmを超える部分の面積で判断します。

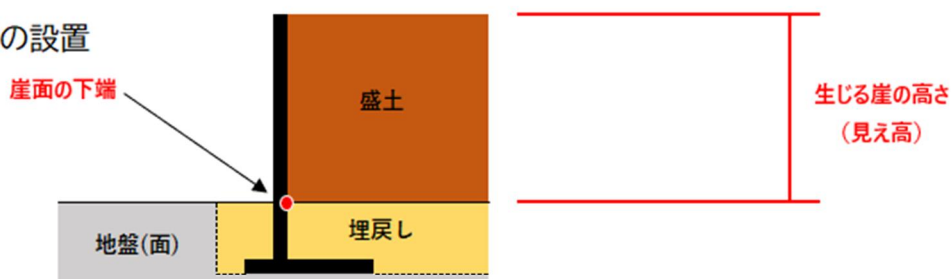


(4)生じる崖の高さ(盛土等の高さ)の考え方

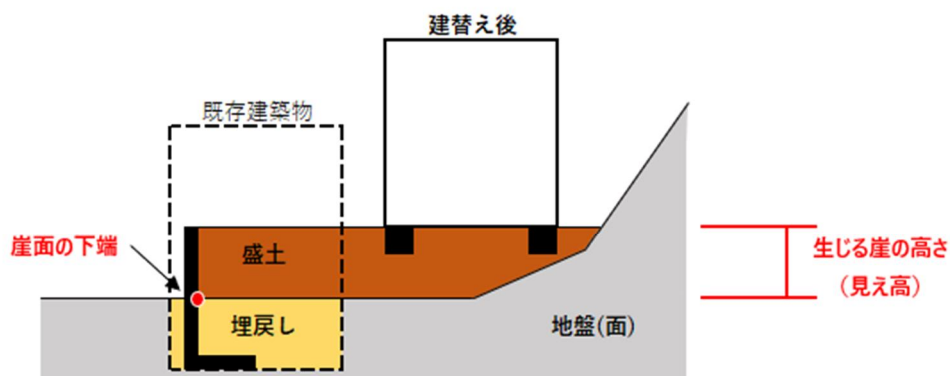
- ・盛土 : 周辺の地盤面よりも高く土を盛り上げる行為。
- ・埋戻し : 周辺の地盤面まで土を充填する行為。
- ・床掘 : 埋戻しを伴う行為。

※基礎工のための掘削(構造物の設置と埋戻しを伴う行為)を除き、現地盤面から施工基面までの土砂等を掘り下げる行為(いわゆる「掘削」)は、盛土規制法に基づく許可基準上は、「切土」として扱います。

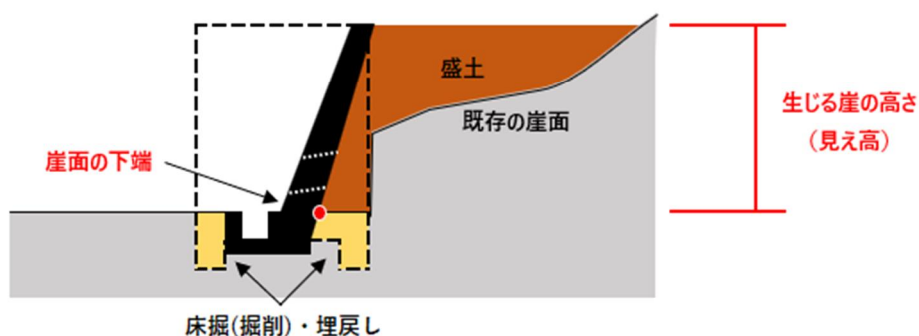
○コンクリート擁壁の設置



○建築物の建替え

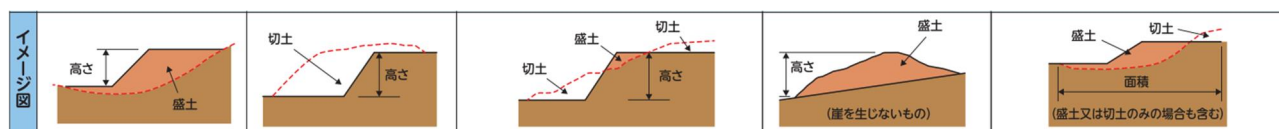


○建築物の除却



※アスファルト・コンクリート(砕石を除く)舗装部分の厚み分(高さ)は、生じる崖の高さから控除できるものとする。

なお、申請書等に記載する盛土(または切土)の高さは、下図を参考に、小数第二位まで(小数第三位以下を切り捨て)記入してください。



(5-1)窪地の埋め立て(嵩上げ)について

例1.

田にけい畔の高さまで耕作に適する土を搬入して畑にする場合



例2.

四方の土地で最も低い土地の高さまで嵩上げする場合



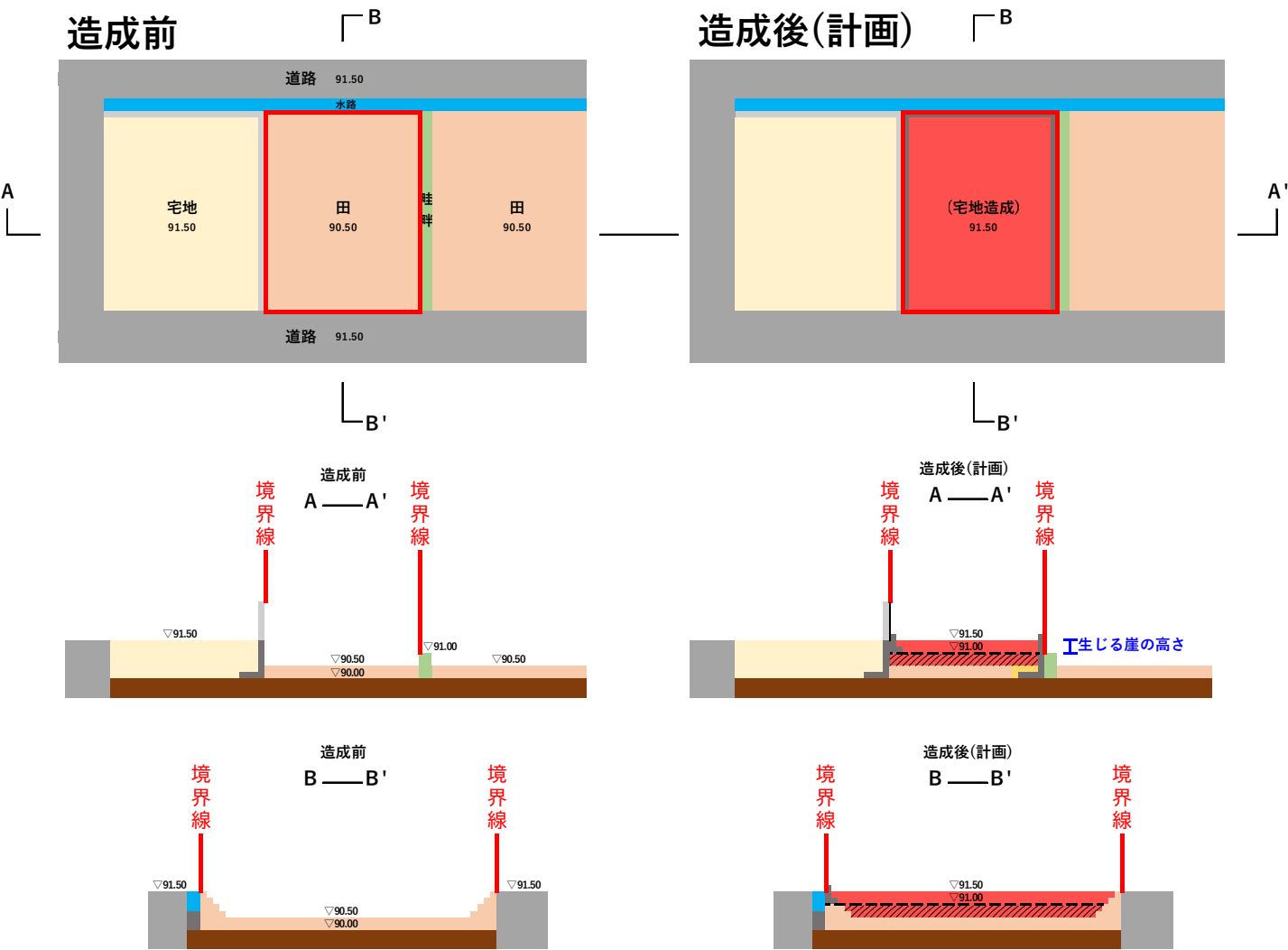
四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦になる場合や、平坦な面を基準として工事完了後の高さや面積が規制対象規模を超えない場合で、明らかに災害の発生のおそれがないと認められるもの(工事)については、規制対象外または規制対象であっても許可申請・届出不要として取り扱います。

(5-2) 四方の土地より低い窪地の埋め立て(嵩上げ)と盛土を同時に行う場合の考え方について

・計画にある工事完了後の最大の盛土の高さや面積(基準面の標高の差が 30 cmを超える部分の面積)で許可等の要否を判断する。

※ただし、アスファルト・コンクリート(砕石を除く)舗装部分の厚み分(高さ・面積)は控除できるものとする。

下図の場合、基準面は、四方の土地のうち最も低い高さ(91.00m)とする。



盛土(アスファルト・コンクリート舗装除く)



規制対象(面積)規模に該当するかどうかを判断する仮想基準面(高さ)

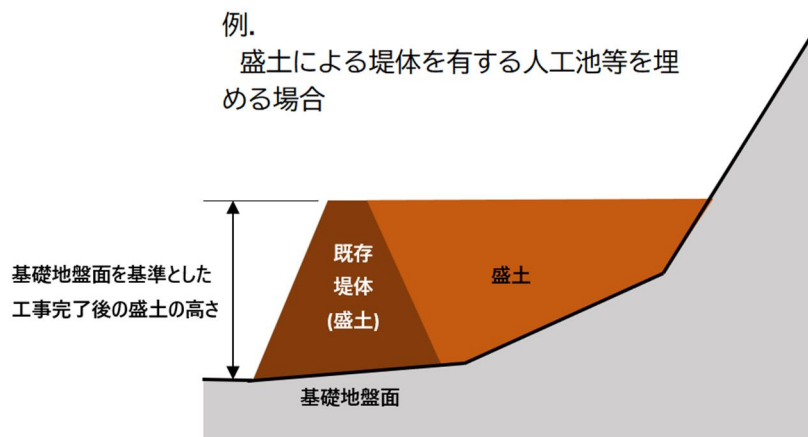


盛土(窪地埋め立てとみなす部分)※許可工事においては、審査範囲(盛土高さに含むこと)となる。

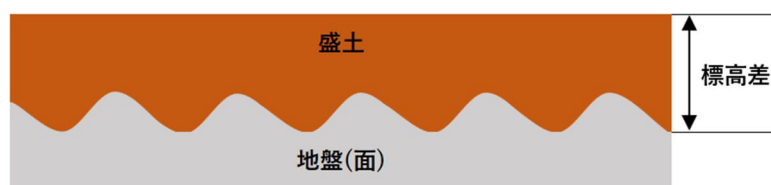


床掘・埋戻 ≠ 切土

(6)盛土による堤体を有する貯水池等の人工池を埋める際は、当該堤体も一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準とした工事完了後の盛土の高さや面積が規定対象規模を超える場合は、許可等が必要(規制対象)となります。

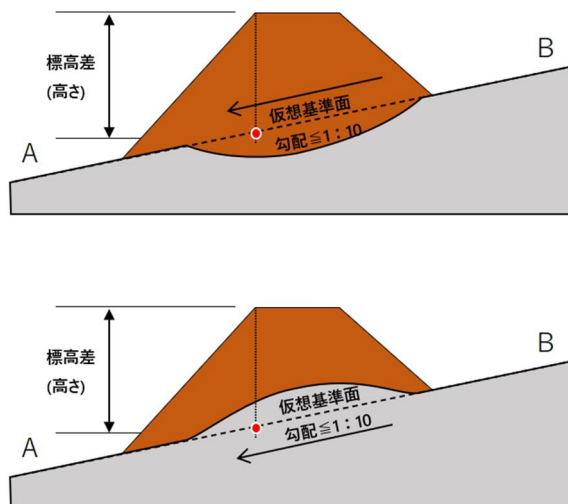


(7)凸凹が続いている地盤面の高さを変更する場合、盛土または切土をする前後の地盤面の標高差の考え方は下図のとおり取り扱います。



(8)堆積する地盤の一部に凹凸がある場合(地盤面および標高差の考え方)

堆積する地盤の一部に凹凸がある場合、「土石の堆積を行う土地」の外側に設ける「空地」の両端(A-B)をつなぐ直線を仮想の地盤面とし、当該地盤面からの堆積高さが標高差となります。



(9)土地の利用のために土地の形質を維持する行為

土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の発生リスクを増大させないことから、盛土規制法の規制対象外となります。

これらに該当する行為として、①通常の営農行為の範疇と判断される耕作等(※)や、②グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均しなどが挙げられます。

また、農地や農道等の管理の一環として、崩壊した法面等を原状回復する行為(工事)は、土地の形質の維持に該当する行為(規制対象外)と考えられますが、施行する場所や内容によっては規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

※①については、許可基準(第3部 様式編)のその他県が定める様式「通常の営農行為の範疇の判断基準の確認書(確認フロー)」により、所在地(農地等)を所管する農業委員会事務局にて確認を受けてください。

(10)建築物の建築等と密接不可分な一体の工事(基礎工のための掘削、解体に伴う床掘・埋戻し等)は、規制対象外となります。

ただし、道路後退に伴う造成工事や建築物の解体工事によって、規制対象規模に該当する崖面が生じる場合など、規制対象(許可等必要)となる場合があります。

(11)既存擁壁の改修等について

擁壁等が覆う崖面や擁壁等の位置の変化程度や、擁壁等を設置する盛土等の面積の変化程度などが土地の形質の変更を伴わないと判断される「通常の改修等」であれば、規制対象外(技術的基準への適合は求めない)となります。

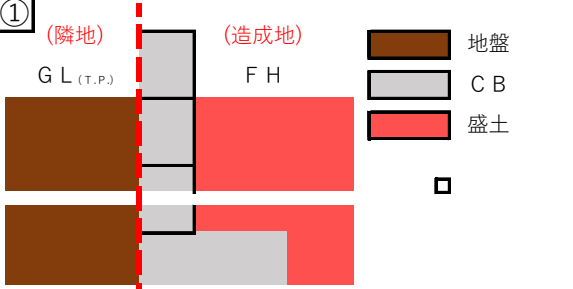
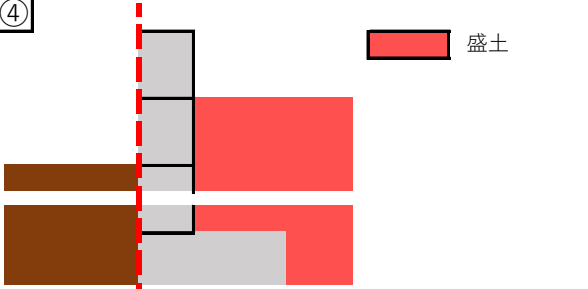
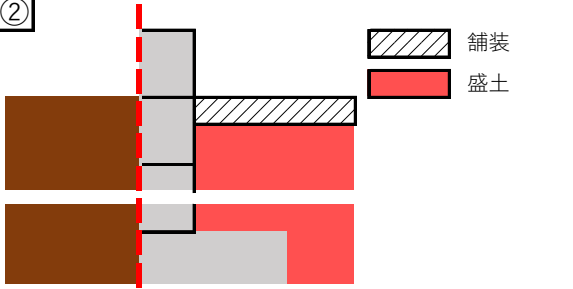
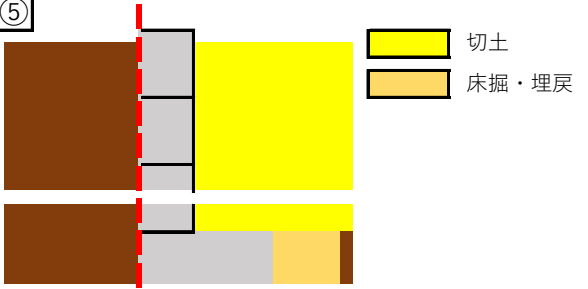
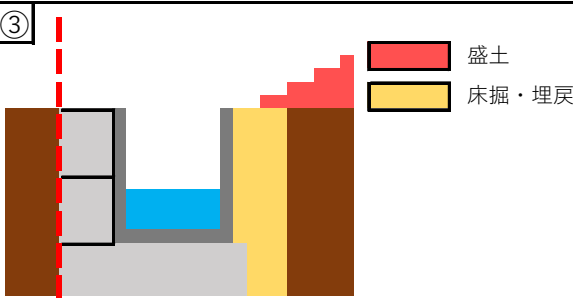
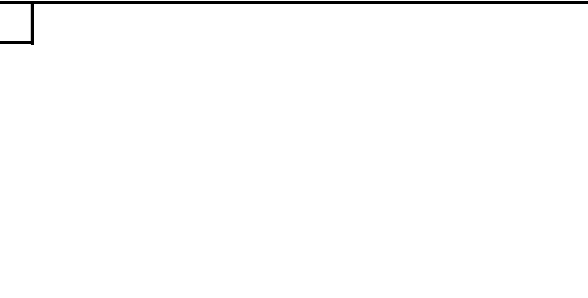
ただし、改修等の前後の構造が大きく変わる場合には規制対象になり技術的基準への適合を求める場合もあります。

(12)繰返し行われる堆積行為の一体性

以下のすべての事項に該当する場合は、許可対象行為とします。

- ・許可対象規模未満の堆積行為が繰り返され、これらの堆積が機能的に一体と認められる場合
- ・従前の堆積も含めた堆積行為が、許可対象規模を超える場合

(13)建築用空洞コンクリートブロック(CB)の使用について

使用が認められるケース (安定計算等は不要)	安定計算等(構造耐力上の安全性など)により安全性が確認できる場合に使用が認められるケース
① (隣地) (造成地) GL (T.P.) FH  地盤  CB  盛土  	④  盛土 
②  舗装  盛土 	⑤  切土  床掘・埋戻 
③  盛土  床掘・埋戻 	

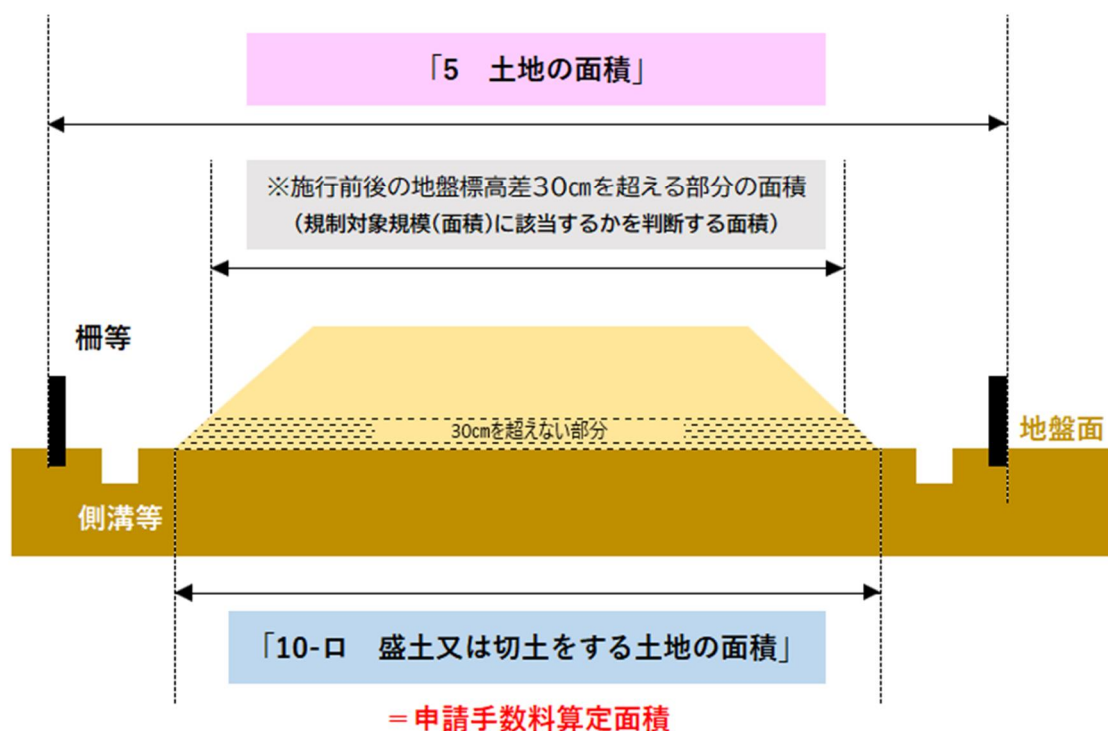
3. 許可申請書等に記載する面積(申請手数料算定面積)の考え方について

盛土規制法に基づく許可申請等の様式に記載する各面積の基本的な考え方については、以下に示すとおりです。

様式第二

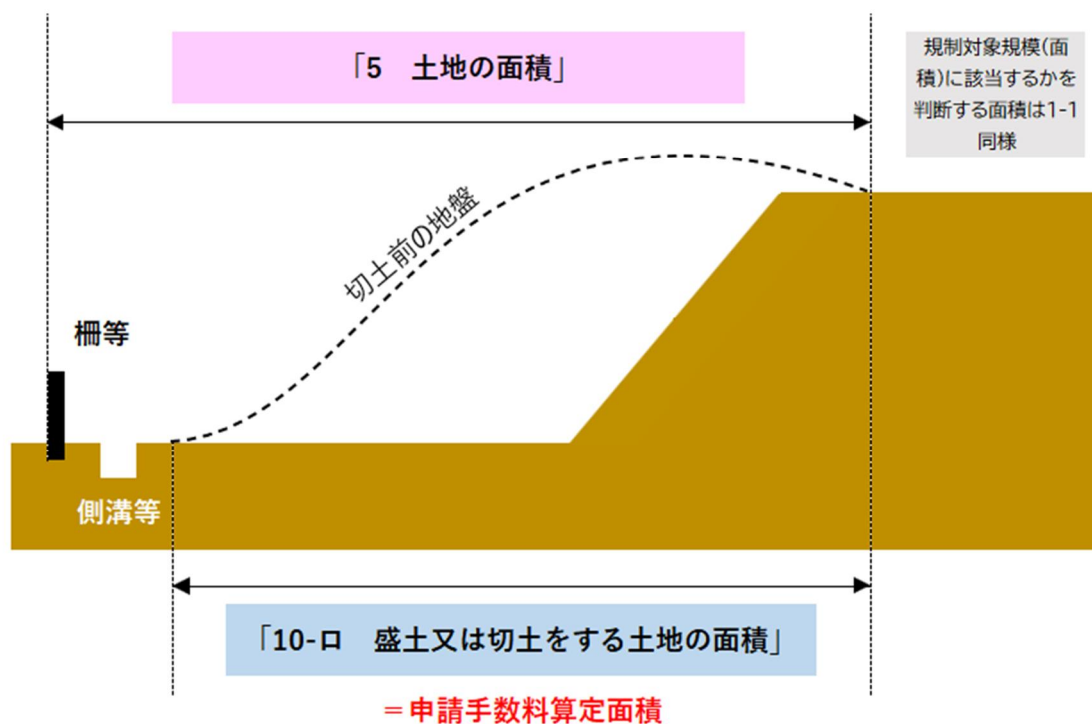
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書					
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 } { 第 30 条第 1 項 } の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名				※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ()				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)				
5	土地の面積 平方メートル				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ 平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土				
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ			メートル
	ロ	盛土又は切土をする土地の面積			平方メートル
	ハ	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
	ヘ	番号	種類	内法寸法	延長
				センチメートル	メートル
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面の保護の方法				

1-1.盛土のみを行う場合（様式第二）

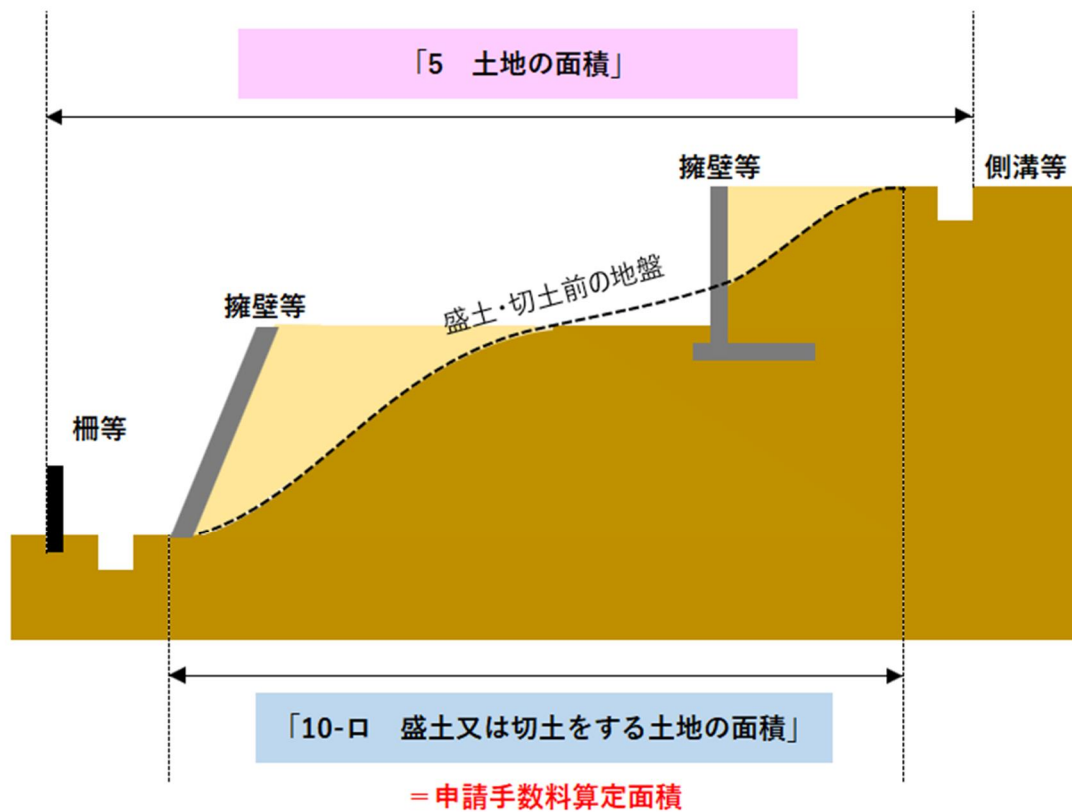


※当該面積が、規制対象規模未満の場合でも、盛土等の高さの規定により許可等が必要となる場合がありますのでご注意ください。(以下、同様)

1-2.切土のみを行う場合（様式第二）



1-3.盛土と切土を同時に行う場合（様式第二）

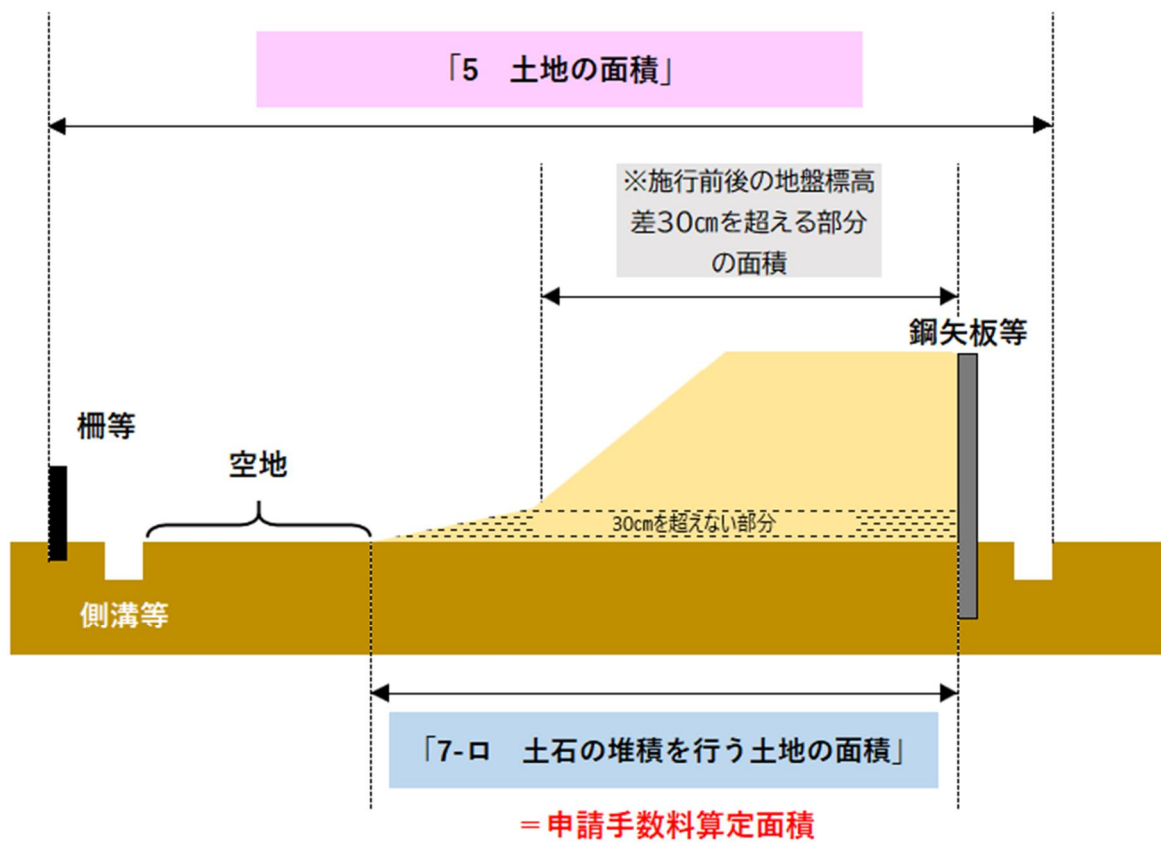


様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項 } の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ()		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積 平方メートル		
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防 止 す る 措 置		
ヌ 工事中の危害防止 の た め の 措 置			
ル そ の 他 の 措 置			
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		

2.土石の堆積を行う場合（様式第四）



以上